

コミュニティ活動用の備品を整備しました

川根本町区長連絡会では、宝くじの社会貢献広報事業として一般財団法人自治総合センターが行う「コミュニティ助成事業」を活用して、左記の備品を整備しました。

- ・ワンタッチ式テント（3畳四方） 他付属品一式 8張
- ・投光器 4台
- ・発電機 2台
- ・コードリール 2台

このほかに、大型放送機器や太鼓・法被も整備してあります。町内で実施される各種イベントや祭典で使用することができます。お問合せ、貸出申込みは企画課まで御連絡ください。



町営バス「やませみ号」が新しくなりました

10月から、町営バス「やませみ号」の車両が新しくなりました。

新しい車両は、今までと同じ14人乗りで、従来どおり「役場本庁舎〜久野脇地区」と「下泉駅〜久保尾地区」の区間を運行します。

町が加盟する「『日本で最も美しい村』連合」や構成地域と

して本町も含まれる「南アルプスユネスコエコパーク」をPRするために車体側面にそれぞれのロゴマークを、車体後部には町のゆるキャラである「オチャッピー」を掲示しました。今後とも、皆さまのご利用をよろしくお願いいたします。



エコティ日記

10月16日、エコティとしては初の林業プログラム「週末きこり体験」がついに実現しました。これはエコティ女性会員3名の念願でもありました。

「木の駅かわね」に出荷登録したはよいものの、自分ちの山に行ったこともない、チェーンソーを持ったこともないという友人らを見かねて、島田市で開催される「木こり体験」へ誘ったのが始まりです。

素人の私たちにも分かりやすく丁寧に指導して下さる若手林業家。林の中、丸太ストーブを囲んで食べる昼食。そして一日かけて自分で一本木を切り倒

- すことができ、その緊張感と達成感ったら!! 木こりや林業に対するイメージが一変したのです。
- その後、講師を町内の友人の山にお招きし、定期的に教えてもらっているほどのハマりようです。
- 私たちの場合、体よりも口が動いているほうが多いような気がします。一人じゃなく仲間がいるからこそやる気になったし、楽しんでやっています。山や木を見る視点も少しずつ変わっていったと思います。そういう経験をほかの方にも味わってほしい。じゃあ、エコティの企画で木こり体験をやろうよ!! 自らの経験があったからこそ生まれた企画です。
- 初回は定員5名が埋まりました。私たちの狙いとは違って、参加者は全員男性でした。5名で10本近くの木を伐ったので、山

がずいぶん明るくなりました。初対面の5人が、一日の終わりにはひとつのチームみたいになっていたのも感慨深かったです。

エコティのプログラム一つひとつに企画者の想いが込められています。その想いがお客様に伝わったときはじめて、目的達成と言えます。「週末きこり体験」は定期開催が決まりました。回を重ねるごとに内容に磨きをかけていきます。微力ではありますが、川根の山を守る一助になれば…と願って。



切り倒した後の切り株に見入ります。講師からは「文句なし!!」とお褒めの言葉が。



神東美希 (かんとう みき)
平成24年5月から川根本町エコツーリズムネットワーク事務局を担当。この4月から一般社団法人エコティかわねの事務局長としてエコツーリズムを核とした様々なまちづくり事業を展開。

一般社団法人エコティかわね
川根本町桑野山424-6
電話:0547-58-7000
ファクス:0547-58-7001
E-mail:ecotkawane@gmail.com

◆川根のみきていが綴る「ブログ版 川根本町エコティ日記」 <http://eco2kawane.eshizuoka.jp/>

○川根本町役場企画課
☎(56) 2221

○中部県民生活センター
☎054(202)6006

【消費生活相談窓口】

年末を控え、12月は特に慌しく心にゆとりがなくなり、消費トラブルに巻き込まれる危険が高まります。

電話や訪問による販売、オレオレ詐欺や振り込め詐欺、郵便による投資勧誘など、消費者の心の隙につけ込む悪徳商法・詐欺には十分に注意し、少しでも不審に思ったらすぐに消費生活相談窓口へ相談してください。

また、静岡県では、12月1日(木)～28日(水)までを「ふじのくに多重債務者相談推進月間2016」として、通常の消費生活相談窓口にて、多重債務者相談を行います。相談状況に応じて、弁護士または司法書士による事前予約制の「特別相談会(無料)」も受けることができます。

特別相談会 (無料)

	実施日時 午前9時～午後4時 (1回30分)	相談(予約)窓口
弁護士相談	12月1日(木)、8日(木)、 12日(月)、15日(木)、22日(木)	中部県民生活センター ☎054(202)6008
司法書士相談	12月5日(月)、19日(月)	

12月は「消費者被害防止月間」および「多重債務者相談推進月間」です

企画課・まちづくり室 (56) 2221